

第 1121 回教育委員会 会議録

令和 5 年 3 月 27 日

10:00~10:40

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、第 1121 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、片桐委員と和田委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④議 事

<教 育 長>

これより、議事に入ります。

議第 1 号「山形県教育委員会職員被服貸与規程等の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長>

議第 1 号について、御説明申し上げます。

議 1 - 2 を御覧ください。提案理由であります。地方公務員法の一部改正によりまして地方公務員の定例が令和 5 年度から段階的に引き上げられますことから、現行の再任用制度が変更されます。

議 1 - 3 にもありますように、職員の被服貸与規程、教育職員の長期研修に関する規則などにおける再任用制度に関する規定を一括して整理改正するものでございます。

施行日は、令和 5 年 4 月 1 日となります。

以上、よろしく願いいたします。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次に、議第 2 号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長>

議第 2 号について、御説明申し上げます。

山形県教育委員会事務局組織規則の改正概要について、議2-11を御覧ください。改正理由ですが、令和5年度の組織改編に伴い、規定の整備を図るものです。

組織改編の内容につきましては前回の3月定例教育委員会で御説明申し上げましたが、この度の改正は「3 主な改正内容」にありますとおりです。

1点目としましては、県教育委員会事務局の呼称について、「教育庁」から「教育局」に改称し、これに伴い「本庁」を「本局」に改称することに伴う規定の改正です。

2点目は、教育委員会事務局に「教育局長」の職を新設することに伴う規定の改正です。

3点目は、教育政策課の「教育情報化推進担当」を廃止することに伴う規定の改正です。

4点目は、高校教育課に「教育情報化推進担当」の機能を合わせた「教育デジタル化推進室」を新設し、同課の「高校改革推進室」を「高校未来創造室」に改組することに伴う規定の改正です。

5点目は、スポーツ保健課に「部活動改革推進担当」を新設し、同課の「国民スポーツ大会推進室」を「国民スポーツ大会推進課」に改組することに伴う規定の改正です。

これらに伴いまして、「2 対象規則」に掲げます合計10の規則について、関連する規定を改正するものであります。

施行日は、令和5年4月1日となります。

以上、よろしく願いいたします。

<教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教育長> 次に、議第3号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長> 議第3号について、御説明申し上げます。

議3-3を御覧ください。

「3 主な改正内容」です。

前回の3月定例教育委員会で関連議案を御可決いただきましたが、改正博物館法及び改正個人情報保護法が4月1日に施行されます。

このうち、博物館法の一部改正に伴う規定の整備につきましては、議3-2を御覧ください。第2条第15号の「現行」におきまして、博物

館の登録・取消し、博物館に相当する施設の指定・取消しにつきましては、教育委員会の審議対象とされております。

今回の改正によりまして、「改正案」のとおり、博物館の登録の審査の基準の制定・改廃及び博物館に相当する施設の指定の審査の基準の制定・改廃に関する事務が新たに追加されますが、先ほど申し上げた博物館の登録・取消し、相当する施設の指定・取消しに係る審査の基準ということになりますので、現行同様、教育長への委任はせず、教育委員会の審議対象としております。

なお、これら審査の基準の案につきましては、この後、議第4号、第5号で提案されます。

あわせて、議3-3にあるとおり、先の教員免許法の改正により免許更新制が廃止されたことから、当該事務の規定を削除しております。

施行は令和5年4月1日となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第4号「山形県博物館登録審査基準の制定について」及び議第5号「山形県博物館に相当する施設指定審査基準の制定について」は関連している議案ですので、生涯教育・学習振興課長より一括して説明願います。

<生涯教育・学習振興課長> 議第4号及び議第5号について、御説明申し上げます。

まず初めに、博物館登録制度について御説明申し上げます。博物館は、博物館法に基づきまして大きく2種類、博物館と、博物館に相当する施設に分けられます。

博物館とは、県教育委員会の博物館登録原簿に登録された博物館をいうものでございまして、一方の博物館に相当する施設とは、博物館に類する事業を行う施設で、県教育委員会の指定を受けた施設をいうものでございます。

お諮りいたします議第4号は博物館として県教育委員会の博物館登録原簿への登録に当たっての審査基準、そして議第5号は、博物館に相当する施設として指定をするに当たっての審査基準をそれぞれ制定するものでございますが、この博物館の登録あるいは博物館に相当する施設の指定においては、これまでは博物館法及び同法施行規則あるいは国の通知に定める審査基準に基づいてその適否を審査してきたものであ

りますけれども、この4月1日に施行されます改正博物館法によりまして、審査基準の一部については都道府県教育委員会で定めることとされましたために、今般制定する必要があるものでございます。

議案の内容について御説明申し上げます。

議4-1を御覧願います。議第4号は、博物館の登録についての審査基準でございます。

審査基準の項目は大きく三つです。一つは、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制についてでございます。具体的には、博物館としての基本的運営方針を策定し、方針に基づき相当の公益性を持って博物館を運営する体制を整備していくことなどでございます。

二つ目は、学芸員その他の職員の配置についてでございます。基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること、あるいは学芸員が置かれていることなどでございます。

三つ目は、施設及び設備についてでございます。資料の収集、保管、展示などの事業を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること、防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることなどでございます。

議第4号については以上でございます。

引き続きまして、議第5号について御説明申し上げます。

議5-1を御覧願います。議第5号は博物館に相当する施設の指定についての審査基準でございますが、内容は議第4号の博物館登録の審査基準とおおむね同じでございます。異なる点は、先ほど申し上げた三つの審査項目のうち、二つ目の「学芸員その他の職員の配置」について、博物館に相当する施設の場合は学芸員が必置ではないため、代わりに学芸員に相当する職員が置かれていることとしているものでございます。

なお、都道府県教育委員会が議第4号の登録審査基準及び議第5号の博物館に相当する施設指定審査基準を定めるに当たりましては、博物館法において文部科学省令で定める基準を参酌することとされておりますことから、この基準と内容を同じにして策定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、議第4号及び議第5号については、いずれも原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、いずれも原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次に、議第6号「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱の一部改正について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

初めに議6-7を御覧ください。3月15日の定例教育委員会終了後に県外からの志願者受入れに係る改善方針について説明させていただきました。「2 改善方針と理由」にございますとおり、小規模校と県内唯一の学科を対象にしておりました県外志願者の受入れを拡大しまして、対象を入学者が定員に満たない状況が続く学校・学科として令和6年度の入学者選抜から実施するというものでございます。

先日は具体的内容も含め説明をさせていただき、このことに関わらず幅広く、御意見を賜りました。本当にありがとうございました。要綱については、この内容を踏まえまして、必要な改正をお諮りするものでございます。

それでは議6-1を御覧ください。

提案の理由といたしましては、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会におきまして、県外からの志願者受入れについて、改善の方向性が示されたことから、要綱を一部改正する必要があるため提案するものでございます。

議6-2から要綱がでございます。

今回の改正では、推薦入学者選抜においても県外からの志願者を受け入れ拡大することから、要綱名から「一般」の文字を削除することとしまして、要綱の名称を「山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」といたします。

要綱の第2条を御覧ください。今回の改正でも山形県立高等学校全校を対象とすることには変わりはないのですが、1学年1学級の小規模校につきましては、既に「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」に基づいて県外からの志願者を受け入れているため、当該要綱に規定する学校を除くこととしております。

第2号の「志願者」につきましては、現行の要綱では一般入学者選抜のみを対象としておりましたが、先ほど申し上げましたように、推薦入学者でも対象といたします。また、現行の要綱の第5号を削除しまして、第6号を第5号といたします。

引き続き第3条を御覧ください。こちらにつきましては、現行は県内唯一の学科が設置されており、直近5年間における最終倍率の平均値が1倍に満たない学科のある学校について県外からの志願者受入れを承認することとしておりましたが、この度の改正においては、直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科のある学校について、県外からの志願者受入れを承認することといたします。

続いて第4条を御覧ください。県外志願者の受入れの人員についてでございますが、現行の要綱におきましては、県内志願者の割合が定員の

90%以上、90%未満の場合に分けて、合格者や不合格者への割合を定めておりました。

今回の改正では第1号で「県外志願者の募集人員は入学定員の10%程度までとし、学校が定めることとする」、第2号で「推薦入学者選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の募集人員は合わせて10%程度までとし、その配分は学校が定めるものとする」、第3号で「一般入学者選抜において志願倍率が1倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる」ことといたします。

続いて第5条を御覧ください。現行の要綱におきましては、承認後5年ごとに継続の可否を判断しておりましたが、今回の改正により3年ごとに継続の可否を判断することといたします。

この度の改正によりまして、先日も話題としました県内公立高等学校の充足率向上等、更なる活性化につながるよう努めてまいりたいと考えております。

提案は以上でございます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<小 関 委 員> 確認なのですが、第3条の直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続してというのは、3年連続でよいのですよね。

<高校教育課長> そうです。3年間連続です。

<小 関 委 員> ちなみに、該当校はどのくらいあるか把握していますか。

<高校教育課長> 現在16校です。

<教 育 長> ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第6号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第7号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課管理主幹より説明願います。

<管 理 主 幹> 議7-1を御覧ください。改正理由につきましては、採用から一定の経験等を満たした学校司書主事についての新たな職を設ける、また、致道館中学校・高等学校の開校のための開校準備室に関わる職を新たに設置するために提案するものでございます。

具体的な改正箇所につきましては、議7-2の新旧対照表を御覧いただければと思います。

施行期日は令和5年4月1日を予定しております。よろしくお願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第7号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第8号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第8号及び追加提案された議第9号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、第1121回教育委員会を閉会いたします。